

法規12 道路

- 1 都市計画区域内において、建築物の敷地は、建築物の周囲に広い空地があり、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したときであっても、道路に2m以上接しなければならない。
- 2 土地区画整理法による幅員6mの道路は、建築基準法上の道路である。
- 3 特定行政庁は、都市計画区域に編入された際現に建築物が立ち並んでいる幅員1.8mの道を指定する場合には、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。
- 4 道路法による新設の事業計画のある幅員6mの道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したものは、建築基準法上の道路である。
- 5 道路の地盤面下に建築物に附属する地下通路を設ける場合、特定行政庁の許可が必要である。
- 6 幅員15m以上の道路は、特定道路である。
- 7 特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可した巡査派出所は、道路内に建築することができる。
- 8 特定行政庁は、壁面線を指定する場合、あらかじめ、その指定に利害関係を有する者の同意を得なければならない。
- 9 土地区画整理法による新設又は変更の事業計画のある幅員6mの道路で、3年後にその事業が執行される予定のものは、建築基準法上の道路ではない。
- 10 特定行政庁は、都市計画区域に編入された際現に建築物が立ち並んでいる幅員1.8m未満の道を建築基準法上の道路として指定する場合には、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。
- 11 1年以内の期間を定めて、特定行政庁が建築を許可した仮設建築物の敷地は、建築基準法上の道路に2m以上接しなくてもよい。
- 12 都市再開発法による道路(地下におけるものを除く。)で、幅員6mのものは、建築基準法上の道路である。
- 13 地方公共団体は、特殊建築物の敷地が道路に接する部分の長さについて、条例で、必要な制限を付加することができる。
- 14 災害があった場合において建築する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物の敷地は、道路に2m以上接しなくてもよい。
- 15 私道の変更又は廃止によって、その道路に接する敷地が敷地等と道路との関係の規定に基く条例の規定に抵触することとなる場合であっても、特定行政庁は、その私道の変更又は廃止を禁止し、又は制限することはできない。
- 16 地方公共団体は、階数が3以上である建築物の敷地が道路に接する部分の長さについて、条例で、必要な制限を付加することができる。
- 17 「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」による新設の事業計画のある幅員8mの道路で、3年後にその事業が執行される予定のものは、建築基準法の道路ではない。
- 18 工事を施工するために現場に設ける事務所の敷地は、道路に接しなくてもよい。
- 19 土地を建築物の敷地として利用するため袋路状道路を築造する場合、特定行政庁からその位置の指定を受けるためには、その幅員を6m以上とし、かつ、延長を35m以下としなければならない。
- 20 道路の地盤面下に公衆便所を建築しようとする場合、建築審査会の同意及び特定行政庁の許可は不要である。
- 21 都市計画区域内において、道路内に建築する公共用歩廊について、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許博する場合においては、建築審査会の同意を必要としない。
- 22 都市計画区域内において、特定行政庁が、1年以内の期間を定めて建築を許可した仮設建築物の敷地は、建築基準法上の道路に2m以上接しなくてもよい。
- 23 土地を建築物の敷地として利用するために築造する道で、その位置の指定を行う場合、特定行政庁は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、建築審査会の同意を得て、規則で、区域を限り、所定の基準と異なる基準を定めることができる。
- 24 特定行政庁は、都市計画区域に編入された際現に建築物が立ち並んでいる幅員1.8mの道で建築基準法上の道路として指定するものについては、土地の状況に因りやむを得ない場合には、建築審査会の同意を得て、その中心線から水平距離1.2mの線をその道路の境界線とみなして指定することができる。
- 25 特定行政庁は、仮設店舗について、当該仮設店舗の敷地が道路に接しない場合であっても、原則として、1年以内の期間を定めてその建築を許可することができる。
- 26 特定行政庁が、街区内における建築物の位置を整えその環境の向上を図るために必要があると認めて建築審査会の同意を得て、壁面線を指定した場合、建築物のひさは、壁面線を越えて建築してはならない。
- 27 地区計画の区域(地区整備計算が定められている区域のうち所定の区域)内の特定高架道路等の路面下に設ける建築物で、当該地区計画の内容に適合し、かつ、所定の基準に適合するものであって特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものは、道路内に建築することができる。
- 28 特定行政庁の許可を受けて道路の上空に渡り廊下を設ける場合においては、その側面には、床面からの高さが1.4m以上の壁を設け、その壁の床面からの高さが1.4m以下の部分に設ける開口部は、はめごろし戸としなければならない。
- 29 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法等によらないで、特定行政庁からその位置の指定を受けて築造する道は、原則として、縦断勾配が15%以下であり、階段状でないものとしなければならない。
- 30 巡査派出所で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものは、道路に突き出して建築することができる。

法規12 道路

- 1 × 法第43条第1項但し書により、建築物の周囲に広い空地があり、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものはこの限りではない。
- 2 ○ 法第42条第1項第二号により、土地区画整理法による幅員6mの道路は、建築基準法上の道路である。
- 3 × 法第42条第6項により、あらかじめ建築審査会の同意を必要とするのは幅員1.8m未満の道路である。
- 4 ○ 法第42条第1項第四号により、道路法による新設の事業計画のある幅員6mの道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したものは、建築基準法上の道路である。
- 5 × 法第44条第1項第一号により、道路の地盤面下に設ける建築物は、特定行政庁の許可は必要ない。
- 6 ○ 法第52条第9項により、幅員15m以上の道路(以下この項において「特定道路」という。)
- 7 ○ 法第44条第1項第二号により、特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可した巡査派出所は、道路内に建築することができる
- 8 × 法第46条第1項により、壁面線を指定する場合、あらかじめ、その指定に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 9 ○ 法第42条第1項第四号により、2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したものでなければ道路ではない。
- 10 ○ 法第42条第6項により、特定行政庁は、都市計画区域に編入された際に現に建築物が立ち並んでいる幅員1.8m未満の道を建築基準法上の道路として指定する場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。
- 11 ○ 法第85条第5項により、1年以内の期間を定めて、特定行政庁が建築を許可した仮設建築物の敷地は、建築基準法上の道路に2m以上接しなくてもよい。
- 12 ○ 法第42条第1項第二号により、都市再開発法による道路(地下におけるものを除く。)で、幅員6mのものは、建築基準法上の道路である。
- 13 ○ 法第43条第2項により、地方公共団体は、特殊建築物の敷地が道路に接する部分の長さについて、条例で、必要な制限を付加することができる。
- 14 ○ 法第85条第2項により、災害があった場合において建築する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物の敷地は、道路に2m以上接しなくてもよい。
- 15 × 法第45条第1項により、指導の変更又は廃止によって、その道路に接する敷地が敷地等と道路との関係に基づく条例に抵触する事となる場合においては特定行政庁はその私道の変更又は廃止を禁止し、又は制限できる。
- 16 ○ 法第43条第2項により、地方公共団体は、階数が3以上である建築物の敷地が道路に接する部分の長さについて、条例で、必要な制限を付加することができる
- 17 ○ 法第42条第1項第四号により、「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」による新設の事業計画のある道路は、2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したものでなければ、建築基準法の道路ではない。
- 18 ○ 法第85条第2項により、工事を施工するために現場に設ける事務所は法第43条の規定は適用されないので、道路に接しなくてもよい。
- 19 × 法第42条第1項五号、令第144条の4第1項第一号により、幅員が6m以上の場合は延長の規定はない。
- 20 ○ 法第44条第1項第一号により、道路の地盤面下に設ける建築物は、建築審査会の同意及び特定行政庁の許可は不要である。
- 21 × 法第44条第1項第4号及び同条第2項により、道路内に建築する公共用歩廊について、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可する場合には、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならないと規定されている。
- 22 ○ 法第85条第5項により、特定行政庁が、1年以内の期間を定めて建築を許可した仮設建築物の敷地は、建築基準法上の道路に2m以上接しなくてもよい。
- 23 × 令第144条の4第2項、第3項により、土地を建築物の敷地として利用するために築造する道で、その位置の指定を行う場合、地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合において、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得て、条例で、区域を限り、所定の基準と異なる基準を定めることができる。
- 24 × 法第42条第3項により、特定行政庁は、土地の状況に因りやむを得ない場合においては、同条第2項の規定にかかわらず、中心線からの水平距離については2m未満1.35m以上の範囲内において、別にその水平距離を指定することができる。
- 25 ○ 法第85条第5項により、特定行政庁は、仮設店舗について、当該仮設店舗の敷地が道路に接しない場合であっても、原則として、1年以内の期間を定めてその建築を許可することができる。
- 26 × 法第47条により、建築物の壁・柱、高さ2mを超える門・塀は、壁面線を越えて建築してはならないが、軒、ひさは、壁面線を越えて建築することができる。
- 27 ○ 法第44条第1項第三号により、地区計画の区域(地区整備計算が定められている区域のうち所定の区域)内の特定高架道路等の路面下に設ける建築物で、当該地区計画の内容に適合し、かつ、所定の基準に適合するものであって特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものは、道路内に建築することができる。
- 28 × 法第44条第1項四号、令第145条第3項第三号により、道路の上空に渡り廊下を設ける場合の構造は、側面には、床面からの高さが『1.5m以上の壁』を設け、その壁の床面からの高さが『1.5m以下の部分』に開口部を設けるときは、これにははめごろし戸を設けなければならない。
- 29 × 法第42条第1項五号、令第144条の4第1項第四号により、位置指定道路における基準の一つとして、縦断勾配は「12%以下」であり、かつ、階段状でないものとしなければならない。
- 30 ○ 法第44条第1項第二号により、巡査派出所で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものは、道路に突き出して建築することができる。